

第 11 回

熊本県議会

# 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成21年 3 月 13 日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 11 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成21年3月13日（金曜日）

午前10時1分開議

午前11時30分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革の推進について
- (2) 道州制について
- (3) 政令指定都市について
- (4) 過疎対策について
- (5) 第3次勧告に対する提言（案）について
- (6) 閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員 長 馬 場 成 志  
 副委員 長 松 田 三 郎  
 委 員 児 玉 文 雄  
 委 員 松 村 昭  
 委 員 前 川 收  
 委 員 中 原 隆 博  
 委 員 平 野 みどり  
 委 員 氷 室 雄一郎  
 委 員 藤 川 隆 夫  
 委 員 重 村 栄  
 委 員 池 田 和 貴  
 委 員 溝 口 幸 治  
 委 員 吉 田 忠 道  
 委 員 淵 上 陽 一  
 委 員 濱 田 大 造  
 委 員 高 木 健 次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局 長 木 本 俊 一

次 長 守 田 眞 一

企画課長 内 田 安 弘

総務部

部 長 角 田 岩 男

次 長 川 口 弘 幸

首席総務審議員兼

人事課長 田 崎 龍 一

行政経営課長 高 嶋 裕 治

財政課長 田 嶋 徹

税務課長 富 田 健 治

市町村総室長 本 田 恵 則

市町村総室副総室長 村 山 栄 一

地域振興部

次 長 黒 田 豊

地域政策課長 神 谷 将 広

健康福祉部

首席健康福祉審議員兼

健康福祉政策課長 岡 村 範 明

環境生活部

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 宮 尾 千加子

商工観光労働部

首席商工審議員兼

商工政策課長 宮 尾 尚

農林水産部

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 伊 藤 敏 明

土木部

監理課長 鷹 尾 雄 二

教育委員会事務局

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉 村 孝

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 野 白 三 郎

議事課課長補佐 坂 本 道 信

午前10時1分開議

○馬場成志委員長 ただいまから、第11回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会に5名の傍聴の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。

それでは、審議に入ります。

本委員会に付託されている案件は、1、道州制に関する件、2、地方分権改革推進に関する件、3、過疎対策に関する件であります。お手元に本日の次第を置いてありますが、そちらをごらんいただきたいと思ひます。

まず、執行部から、審議事項の1から4の説明の後に一括して審議を行いたいと思ひます。

それでは、お手元の資料に従い執行部から順次説明してください。

○内田企画課長 企画課でございます。本日の資料に基づきまして、まず、地方分権改革推進に関する動向について御説明を申し上げます。資料の2ページをおあげいただきたいと思ひます。地方分権改革推進委員会の審議状況ということで、前回の特別委員会以後の分権改革推進委員会の審議内容をお示ししております。71回から77回まで審議が行われております。前回、3月には第3次勧告を出すということでお話をしておりましたが、その後の話では5月ないしは5月末、それから最近の話では少なくとも秋ぐらいには3次勧告を出したいというような発言があり、そのような流れの中で審議については、ここにありますように、72回の税財政に関するヒアリング、73回も同様なヒアリングがありますし、それから76回も税財政に関するヒアリングということで各有識者からのヒアリングを中心に今議論が行われているという状況でございます。77回では国の出先機関に関する工程表の策定等に関する議題もありますが、このよ

うな議論の中身ということで、勧告について具体的な議論がまだ行われていないというのが現状でございます。

3ページをお願いいたします。第3次勧告に向けた主な検討課題、これは第71回の1月14日に開催されました今後の審議の進め方において示された第3次勧告の大枠でございます。第1次勧告で示されました税財政改革について、分権型にふさわしい税財政構造の構築について議論をする、それから第2次勧告で示されました義務づけ、枠づけの見直しについて議論をする、それから第1次勧告ないしは第2次勧告にありました行政体制の整備について議論をする、この大きく3つの点を第3次勧告に盛り込む予定であるということが示されております。中心は税財政改革になるかというふうに思っております。

5ページをお願いします。先ほど出先機関の改革に係る工程表の策定についてということで77回の議論ということをお申しましたけれども、工程表の構成案のイメージを示しております。1から6までありますが、事務・権限の見直し、組織の改革、出先機関の改革に伴う人員の移管、それから4で出先機関改革に関する地方分権改革推進計画の策定、策定後の取り組みというような構成になるであろうということが示されました。

6ページをお願いいたします。これが工程表の骨格イメージでございます。工程表につきましては、昨年の6月の閣議決定で3月までに示すということで年度内の大枠を示すという形になっております。

左側の工程表の3要素でございますが、先ほど申しました事務・権限の見直し、それから組織の改革、人の移管等という大きな項目につきまして、それぞれ工程を作成するというところでございます。

事務・権限の見直しにつきましては、次の7ページにあります出先機関の事務・権限の見直しに沿った勧告を行う。また、見直しに

伴う要員規模の精査を行うということでございます。

組織の改革につきましては、8ページにお示ししておりますけれども、2次勧告にありました省庁を超えた総合的な出先機関の統合等につきまして議論を行うと、それからスリム化の方針、また人の移管につきましては、人材調整準備本部の設置等という、こういう項目を工程表の中に盛り込んで決定をしたいというようなことが示されております。

あと、21年度中に地方分権改革推進計画を閣議決定し、そのときに出先機関等の改革大綱も示されるということになります。その後、関連の一括法案、それから24年4月をめどに新体制の移行というような、こういう大枠のみが示されたところでございます。

7ページの別紙1は、先ほどの出先機関の事務・権限の見直しに係る第2次勧告のものでございますし、8ページの組織改革の方向性も第2次勧告で示されたものでございます。このような大枠に沿って出先機関改革に伴う工程表が作成されるものというふうに考えております。

続きまして、道州制についてでございます。11ページをお願いいたします。

昨年、九州地域戦略会議における議論ということで10月に出されました道州制の九州モデルについて御説明をしております。その後、九州地域戦略会議におきましては、2の今後の予定のところに書いておりますように、3月までに道州制の九州モデルのうち、住民及び国の関心を高めるためのPR戦略等について追加報告を取りまとめ中ということでございます。

九州のあるべき姿、それから県民へのPR等をどうすればいいかということについて1回議論が行われているというところでございます。3月までにこの議論をまとめて、6月の九州地域戦略会議に報告をする予定になっております。

12ページをお願いいたします。これは道州制ビジョン懇談会における議論の動向ということでございます。12月に国の道州制ビジョン懇談会におきましては、道州制基本法を、年明けに開会する通常国会に提出すべきというような方向で年末に集中的に審議が行われております。ただ、12月26日に鳩山総務大臣が地方分権改革を優先させていく考えを示したということで、この道州制基本法案についても先送りになっております。

1から7、22回から28回、特に24回あたりから集中的な審議が行われております。28回、7の一番下に書いてありますが、これまでの論点整理が行われたと、ただ、意見としてはまだまとまっていないということで、道州制ビジョン懇談会の議論も非常に混沌としているというのが現状でございます。

14ページをお願いいたします。現在の地方分権改革とそれから道州制の議論を今後の動きにつきましてまとめております。地方分権改革、現在、上から2段目の3次勧告に向けた議論が行われているというところでございます。今後、平成22年の新分権改革一括法案の国会提出に向けて、分権改革推進計画の閣議決定等が行われるというふうに考えております。

また、出先機関につきましては、3月までに改革工程表の策定、それから21年度中に改革大綱の閣議決定が行われるということで、22年度新分権改革一括法、それから出先機関については、24年に新体制に移行というような流れになるかというふうに思われます。

道州制につきましては、道州制ビジョン懇談会の最終報告の検討というのが続いておりまして、22年3月までに最終報告書を取りまとめるというふうになっております。その後、道州制基本法案の国会提出、道州制移行というのが平成30年以降という話になりますが、少し混沌としてきているのではないかなというふうに思っております。

九州地域戦略会議につきましては、昨年九州モデルの答申を行っておりますし、現在PR戦略等の検討を行っているということで、今後は住民等へのPRを行っていくというようなことが地方分権・道州制の今後の動きでございます。

以上でございます。

○本田市町村総室長 市町村総室でございます。政令指定都市関係について御説明をさせていただきたいと存じます。資料の16ページをお願いいたします。

まず、熊本市及び近隣3町での合併と政令指定都市実現に向けた動きということで、この12月議会以降の動きにつきまして、アンダーラインで示しておるところがその該当部分でございます。

まず、熊本市についてでございますが、前回御報告をいたしましたとおり、昨年10月に益城町、城南町、それから12月に植木町と、それぞれ法定協議会が設置されております。これまで益城町と5回、それから城南、植木町とは4回ずつ法定協議会が開催されております。

次に、城南町でございますが、この資料の17ページの方でございますけれども、前回の委員会におきまして、11月に町長リコールの本請求がなされまして、これに対しまして町長がリコール決定の取り消しを求める訴えを熊本地裁に提訴されたということを御報告申し上げたところでございますが、その後、上から7行目のところでございますけれども、昨年12月17日に、熊本地裁がリコール投票の執行停止を決定し、現在投票は停止されたままとなっております状況でございます。なお、この訴訟については現在審理が進められているところでございます。

続きまして、植木町でございますが、法定協議会をこれまで4回開催してきておりますけれども、この動きの中には記載をいたして

おりませんけれども、今年の2月17日に告示されました町長選挙におきまして、現職の藤井町長が無投票当選をされたところでございます。

最後に、益城町でございますけれども、住民投票関係につきまして動きがっております。

18ページをお願いいたしますと存じます。まず、昨年12月15日に町長が合併の賛否につきまして法定協議会終了後に住民投票を実施するという条例案を議会に提案されまして、賛成多数で可決されたところでございます。これに対しまして、合併反対派の住民の方々が有権者の50分の1以上の署名を集められまして、公布後60日以内ということで、早期に住民投票を実施する条例制定の直接請求を1月に町長の方に提出をされたところでございます。この直接請求に基づきます条例案が1月26日に議会の方に提案されまして、これもまた賛成多数で可決されるという状況になりました。このことによりまして合併の賛否を問います住民投票が2回実施されるという異例の事態となったわけでございます。このことを受けまして、まず第1回目の住民投票が4月12日に実施されるということが決まっておるところでございます。

なお、益城町の区長会の方から県の政令指定都市についての出前講座の申し込みがございまして、2月19日から去る3月9日にかけて町内32カ所で県から出前講座を実施しておるところでございます。合わせまして約1,000名の住民の方々に御参加をいただいたところでございます。

市町村総室からの説明は以上でございます。

○神谷地域政策課長 地域政策課の神谷でございます。お手元の資料20ページをお願いいたします。過疎対策関係につきまして御説明をいたします。

1のまず別冊でお手元に過疎地域の振興に向けて概要版をお配りしておりますが、本委員会でも御審議いただきました執行部としての過疎地域の振興に対する施策提案を活用いたしまして、要望活動を展開してございます。

具体的には、1番目でございますが、1月29日に執行部の方で県選出の国会議員全員の方、総務省など関係省庁に提案をしております。あと2、3で掲げてございますが、全国過疎連の九州ブロックの統一要望活動を2月18日に、さらには全国知事会の要望活動を昨日3月11日に実施してございます。いずれの国会議員の方も新たな過疎法は必要であるというような認識を示されてございます。今後具体的な中身がどうなっていくかというところが議論になってこようかと思っております。

下の、下段になりますけれども、参考で、平成21年度の主な動きを、想定でございますが、まとめさせていただいております。右側の欄で、今現在の第4次の過疎法の立法時の動きをまとめてございます。当時は自民党の過疎対策特別委員会を中心に議論が進められてございます。大体、7月末ごろに新たな過疎法制定の基本的な方向を党として決定されてございまして、その中で、課題の整理ですとか、新たな支援のあり方などの骨格が決められてございます。11月ごろ、秋ごろから具体的な過疎地域の指定要件の議論が始まってございます。その議論を踏まえながら12月に施策の大綱を策定いたしまして、他の党ですとか、関係省庁との協議が行われてございます。大体、12月の段階では大まかな骨格が固まってきまして、2月、3月で施策の大綱をまとめた上で、両院で法案をつくり上げていくという流れに今回もなろうかというふうに考えてございます。

その左の欄が、熊本県としての現在の要望の展開の予定でございますけれども、国の動きを見ながら、大体、8月夏ごろに、県内で、

過疎連の熊本県支部と連携しながら、過疎の市町村長さんたちと県選出の国会議員の方などと、アピール行動ですとか、シンポジウムを開催して意識の統一を図っていきたくと考えてございます。秋ごろには、再度県選出国会議員の方と意見交換会を実施しまして、その段階で、国の方で示されている骨格の内容を踏まえた形で意見交換会を実施していきたくと考えてございます。全国ベースの動きといたしましては、11月ごろ、全国の過疎連の総決起大会がございまして、こちらでも何らかの対応をしていくものと考えてございます。

来年度の動きは以上のようにございますけれども、来年度具体的な法案の中身が明らかになりますので、熊本県からの提案活動も本格化していくのかなと思っております。その際、議会の皆様と連携しながらしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以降、21ページ以下で、提案・要望活動を実施している際の書面を参考までにつけさせていただきます。21ページが県の執行部として施策提案をした際の一発頭につけております要望書でございます。22ページと23ページ、こちらは全国過疎連の九州ブロックとしての要望書でございます。1から5まで要望内容を掲げておりますけれども、こちらは熊本県としてまとめました施策提案の中にもその内容は十分反映されておるところでございます。

最後になりますけれども、24ページと25ページで、全国知事会、昨日行いました提案活動の際の要望書でございます。こちら全国過疎連の要望書の内容とほぼ同一の内容になってございます。

過疎対策関係については以上でございます。

○馬場成志委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入りま

す。

○吉田忠道委員 道州制のことで御質問いたします。

昨年3月に、「これからの道州制の議論について」というのが出されておりますけれども、この66ページ、ここに基礎自治体のあり方に関する議論の促進というのがありますが、これは私は非常に大事なことだと思って聞かれましたけれども、この中で特に市町村の道州制の論議への参加の推進といいますか、ここで各市町村に対しての意見交換会だとか、研究会とか、情報の提供とか、こういうのが67ページの方にちょっと載っておりますが、昨年からどういうふうな動きがあったのかをちょっと教えていただきたいと思いません。

○内田企画課長 道州制につきましては、昨年ようやく九州モデルができたということで、ある程度説明する概要が固まったのではないかなというふうに思っております。

これにつきましては、各地域振興局で、県内で4カ所でしたけれども、地方分権の動向についても情報を提供する必要があり、また、道州制についても情報提供が必要であるということで、各市町村の方々にお集まりいただきまして御説明を申し上げます。

今後、PR戦略、それからもう少し県民の方々にも分かりやすいように道州制の今後の九州のあるべき姿ということを九州地域戦略会議が3月中にまとめますので、もう少し分かりやすい形で取りまとめられるものというふうに考えておりますので、今後はそのような内容を中心にPR等に努めていきたいというふうに考えております。

○吉田忠道委員 今の話だと去年の1年間これは全然進んどらんということですよ。去年1年間具体的にどこかでこれをやったこと

がありますか。

○内田企画課長 鹿本それから天草、八代と県庁です。4カ所に各市町村の担当の方々等にお集まりいただきまして、そこで県職員も含めてでございますけれども、道州制の今の九州モデルがこういうふうに取りまとめられたということ等々について御報告を申し上げます。

○前川収委員 地方分権と重なる話だと思っておりますけれども、熊本版地方分権ということでいつも私は言っておりますけれども、市町村に対する県の権限移譲というものをきちっと進めなきゃいかぬということですが、なかなかその工程表も余りわからない状況です。今後どう進めていかれるかという長い課題でずっとあってきたわけですから、そろそろ問題点の整理をきちっとやって、県は受け取ってくださいと言っても市町村は要らないと言っている現状がある中に、何が問題で何が足りないからできないのか、この辺のところをきちっと精査してほしいと思っておりますけれども、できてますか。

○高嶋行政経営課長 行政経営課でございます。今、前川先生の方から御指摘ありました。昨年御指摘をいただいているところでございます。何回か御答弁申し上げましたけれども、昨年、県の方からの分権の権限移譲の指針の見直しをやっておる流れの中で、市町村の方からの要望といいますか、そういったものもお聞きしながら見直しの作業を行ってまいりました。

その中で、特に御指摘のあった点というのは事務的なものの中でももう少し魅力的なものを出してほしい、あるいは便利になるものを出してほしいという話とかございました。それから、今市町村の方でもいろいろな合併を含めまして行革もやっておられる中で、そう

いう意味では人的な余裕もなくなっている、それからまた、逆にいえば事務権限の移譲をされたところで事務をやっていく上では財源的な部分での問題があるというような課題を御指摘いただいているところでございます。

その点を解消していくことが、やはりおっしゃっていたような権限移譲が進む環境づくりになるんだらうということで考えておまして、今回の見直しというところの中で本会議の方でもちょっと御答弁いただきましたけれども、大きく3つ新しい事務を追加していくということで、県民の方の利便性の高まるような事務部分についてそれを入れていくというのが1つ。それから、財政的な援助という部分のところで、交付金ということの中に今までの権限移譲事務に関する交付金だけでなく、準備費用等も初期費用というのでかかりますので、そういった部分についても財政的な支援を拡大しようというのがもう1つ。それから、事務の中である程度特別の能力といいますか、資格が要りましたり、そういった職員が必要というようなことで事務の移譲を渋られるというケースもあるかと思えますので、ある程度たくさんの事務を取っていただきましたところに関しては、その数に応じて、あるいはその事務の内容に応じて県職員の方を——今まで研修に来ていただいたりもしておりますけれども、研修に加えて県職員を派遣するようなこともやりまして、事務の受けやすいような形にしていきたいと考えております。

そういった援助制度、支援の拡大を図りまして、その内容を市町村にきちっと説明をしまして意見交換をすることで、権限移譲をもう少しきちっと進めていくことができるんじゃないかというふうに現在考えているところで、そういう準備を進めております。

○前川収委員 道州制の議論が始まる前から市町村に対して権限移譲をしましようという

のは、基本的には地方分権の話と同時に我々はやってきた話なんです。地方分権とか道州制という話の中にいつも頭の中にふっと不安感がよぎるのは、基本的には、本当に国が財源まで含めた——と言うとまた議論があると思えますけれども、財源まで含めた権限移譲を地方におろしてくれるのか、それと道州制が一体じゃないならば何の意味があるのかという議論を我々はずっとやってきて、多分それは共有している話だと思うのです。同時に、それは市町村も県に対して同じ感覚を持っていらっしゃると、我々が国に対して思うことと全く同じように市町村だってそう思っているという事です。

現実には、今この時点においては、市町村は、県が権限をどうぞどうぞと言ったって、それはまだ受けられないと、財政的な基盤、人材的な基盤、いろいろ要因はあると思えますけれども、そのメニューがちゃんとできてないというのが現実だというふうに思います。ですから、当然、道州制、地方分権を推進していくということであるならば、県の地方分権をかちっとやっていかなければいかぬと。随分議論をなさっていらっしゃいますけれども、なかなかまとまった形で私にはまだ見えてきてないというのが印象であります。

それから、今まで補助金でやっていたやつを新年度から交付金という形に変えてやるという話もありますけれども、我々は少なくとも国から交付金という形でいただく財源の中には非常に不信感を持ってきた歴史があります。要は、交付金で見えますという話をされても、地財計画で総額抑制されて、積み上げ方式で計算されるべき地方交付税交付金がどこに見てあるというのがわからず、本来ならばすべて足し算すればプラスになってなければならぬはずなのに、地財計画で総額抑制ということになって、三位一体でも切られたということ、市町村合併にとってはもっと深刻です。市町村合併時に交付金の特例措置が見

られたはずなのに、総額抑制という別な方向で抑制されているという話があって、非常にそういうやり方に対する不信感というのが大きいわけでありますから、今度県が市町村に対してやる交付金というものが、国が県に対してやっている交付金と同趣旨であるなら私は反対なんです。中身がわからないままに、ただ単に交付金で見えてありますということに対して私たちは怒りを感じてきたはずだし、そのことによって非常に財政が困った、今でもそうですけれども、困っているという現状があります。

ですから、その辺を交付金だからといって国と同じようにやられるなら、多分市町村からの信頼は得られない話になると思います。県はたしか積み上げ方式で一つ一つの内容についてはきちっと把握できる、市町村が交付金の内容について把握できる方法でやるという話を、一部かどうかは知りませんが、聞いておりますが、その辺をもう1回確認させてください。

○田嶋財政課長 今おっしゃったのは、この行財政プランに書いてありました各種補助金の交付金化の話というふうに思っています。

来年度から取り組むのは、農業基盤関係の補助金、これについてまず交付金化ということで今考えています。これは、財政課と農林水産部と今から共同の作業になりますけれども、基本的には市町村からいわゆる計画を出していただいて、その中の優先順位の高いものをまず主張していただくと、それに対して県として交付金を交付しようというものです。今大まかな制度設計をしておりますが、来年1年間はモデル的移譲ということで、県だけでなく市町村と意見交換しながら、これをまずは進めていきたいというふうに思っています。

○前川収委員 農業関係の事業でやるという

ことであれば、これはもう完全に農業のいわゆる基盤整備事業とか、これまで補助金でやってきた事業なんです、これは、つまり、この事業に対して県がいくら負担しますという金額が明確で、これがあるから市町村はできますという形で積み上げられた一つ一つが補助金という形でやってきている。今度は総額の交付金という形で行われたときに、この事業はこの事業全部積み上げで、おっしゃったとおり積み上げてくるはずですから、この事業、この事業、どの事業というのが全部市町村にとっては明確にわかっているんです。県から交付金できましたという形になって、どの事業費なのかがわからないということであるならば、国が地方交付税交付金で県に落としてきて、積み上げ方式じゃないからわからないというのと結果として同じになると思いますから、そこはそうならないように、あくまで事業の補助ですから、これは。事業費に対する県の持ち出し分ということになりますので、補助金を交付金にかえて、交付金になったからといって何かわからないままに予算が削られていくと、結果として市町村が困ってしまうということ、こういう形にだけはしないように明確にして、交付金で総額いくらですはいいですけれども、内訳書を是非つけていただいて、この一つ一つの積み上げが総額でこうなってますという形をしないと、市町村はもっと不信感を持って、それは広がらなくなってしまいますよ。我々が国に対して思っているのと同じことを県はやろうとしているのかというふうに言いたくなりますので。

○田嶋財政課長 今のような懸念もありましたので、一応モデル的な取組みの中では、これまでの補助金と同じようにこの事業についてはこういう考え方に基づいていますということと、基本的には交付金ですので、市町村が主体的に使っていただくようになるんです

けれども、そこはあわせて1年間はやってみようということで、今農林水産部と話をしております。

○前川収委員 最後にもう1つ。

農政の事業というのは、御承知のとおり、受益者負担が伴うやつが非常に多いわけです。受益者負担が伴ってます。市の負担分はこれだけです、農家の負担はこれだけです、県の負担はわかりませんと、これでは困るわけです。明確ですからね、そこは。そこははっきり内容を示した上でやってもらわないと、市が交付金だからといって裁量を握ってしまって、これをこっちにつけます、あっちにつけますといっちゃうと、地元負担との折り合いがつかなくなってしまうと。事業の性格上、今度農政のやつをやるという話ですからね。そこはやっぱりかちっと内容がわかるように、町村が混乱しないようにお願いします。

それと、これは要望ですけれども、市町村に対する権限移譲という部分については、もう随分議論してきてやっていますので、そろそろ県の方針というのかな、今言葉ではわかりますし、一般質問等々で少しずつ出てきてはおりますけれども、我々に示していただいて、こういう形で市町村に対する権限移譲を進めていきたいということ、こういうやり方でやっていきたいという話を示してもらわないと、言葉だけでずっと話しているだけです。そういうことを言っているから振興局の統廃合をとかおっしゃっているけれども、それは逆の話でしょう。まずは地方に分権が進むことによって、我々が言っているように国の出先は要りませんよという話があるわけで、それをやらずにそっちを先になんていう話は私は本末転倒の話だというふうに思っていますので、ぜひともそういうものを早急にまとめて、この委員会でもどこでも出していただきながら我々に議論をさせていただきたいと

いうふうに思います。

以上です。これは要望です。

○松田三郎副委員長 関連で私からもお伺いしますが、全く前川委員がおっしゃったとおりで、この特別委員会でも議論になったように、県は、国に対しては、単なる事務の負担につながるだけの、国とすれば権限はおろしましたよ、交付税で見えますよというけれども、実際その移譲された事業に、経費なり人件費なり大体どれぐらいかかるものかようわからぬうちに、いや、みえますよと、そういう権限移譲だったら、財源をきちっとした——財源を伴わない権限だけの移譲ならば要らないというような議論もなされました。

ひるがえって、同じ関係で、県と市町村——行政経営課長にお伺いします。権限をおろすといった場合に、ちょっと制度の確認にもなりますけれども、市町村によっては、ちょっと人手も足りないから、小さい村なんかは要りませんという状況もあると聞いております。移譲されたら当然事業量というか、事務量はふえるわけです。その部分というのはどういった形で見られているのか、例えば交付税で財政需要額に入っているとかじゃなくて、県の方からきちっとパックでおろさないと見られないというか、その点の制度というのはどうなっているのですか。

○高嶋行政経営課長 特例条例という形で条例で定めておろしておるわけですが、権限を移譲したものにつきましては、その移譲事務に伴った年度の最後にその移譲事務の数に応じたところで権限移譲交付金というものを精算方式になりますけれど、計算しまして、年度末にその財源として交付をするということになっております。そちらの作業の方は市町村総室の方で算定して交付をしていただくという形で……

○松田三郎副委員長 権限移譲交付金、県が交付するわけ。

○高嶋行政経営課長 いわゆる県が行うべき事務の部分を市町村にかわって行ってもらっているということになりますので、その分に伴う財源ということで算定をいたしまして、それに伴うものという形で市町村の方に財源として交付しているということでございます。

○松田三郎副委員長 県の分は国からはその分が来て、それを権限移譲をして市町村にやってもらう分を市町村で精算するということですか。県の原資といいますか……。

○本田市町村総室長 いわゆる県の固有事務の場合と、それから県が——いろんな事務の種類はございますけれども、今、行政経営課長が申しましたように、最終的には、いわゆる実績払いという形が一番おわかりいただけると思うのですけれども、市町村の方で1年間ある事務を何件処理していただいたという実績を全部上げていただきます。その処理件数に応じたそれぞれの算定額がございまして、何件分を処理していただいたならばいくらかという形でいわゆる交付金を渡しているというのが今のやり方でございます。

ですから、いうなら実績払いという形になりますので、それに伴って、先ほど行政経営課長が申しましたのは、その実績払いというようにことだけではなくて、事前の準備に相当するような事前準備金的なものも要るだろうと、あるいはその中の単価の積算の中で、もっと単価アップを見込めるようなものがありはしないかというようなものの中で、そういうものを見直して今新たにまた市町村にとって受けていただきやすいような、そういうふうな見直しをやるうじゃないかということで今検討を進めているところでございます。

○馬場成志委員長 例えば事務量が最終的に0.3人分だったというようなときとかが困るわけですか。

○本田市町村総室長 そうです。

今確かに委員長がおっしゃったように、0.3人分とか何とかで、そのいろんな事務を受けていただいておりますけれども、ある事務は0.1人分しかないとか、ある事務は0.2人分しかないというような、いわゆる時間数によって、それから町村の規模とか、行政需要に応じてばらばらに出てまいります。ただ、最終的に処理していただいた件数、例えばわかりやすいように言いますと、これは1件当たり処理していただくのに大体いくらかかかるんだというような積算の中で、それを10件処理していただいたから10件分交付しようというような形になっていきますので、トータルとしましては確かに0.2人、0.3人分しかないというようなことがあるんですけれども、いわばその中で積み上がっている人件費相当分とか物件費相当分についての積み上げの単価に応じた実績分のお金が最後精算払いとして市町村の方にいくという形になっているわけでございます。

○馬場成志委員長 わからぬごてなってきた。ちゃんと……

○本田市町村総室長 要するに、それだけ頑張っていたところには、それ相応の実績をお上げしているということでございます。

○前川収委員 じゃあ、県が権限移譲することによって、それに伴う財源まで含めて出すわけですね。県の経費は当然それは減るわけでしょう。全体のトータルの話として、県がどこまで権限移譲したいと思っていらっしゃ

るのかわかりません。しかし、目標値が仮にあって、これだけを市町村に権限移譲すれば、県の経費は、仮にですよ、減るのか増えるのか、やれば減るといってなくて、やれば逆に県の経費としてはやった分が増えるということで県自体が変わらないことがあるわけですね、県の体制が全然変わりませんと、県の事務は市町村にやったからといってほとんど変わってないということでの財政効率というのはどう見られるのか、そういうシミュレーションをされたことがあるのかなあと、ちょっと今思ったんです。

つまり、今おっしゃったように複雑な計算してやりました、やりましたと言ったことが、県庁の行財政改革の中にどう反映されていくかが見えないんですね。場合によっては今のままやとった方が、県庁そのものも財政効率はいいかもしれない、市にやらないでこっちでやっていた方がいいかもしれない。それはあり得る話だと思うのです。過度期であればなかなか結論的には言えないと思いますけれども、ゴールにいけば、ここまでいけば少なくとも県庁の経費は、これだけ人材も人件費も削れます、事務経費も下がりますというものがあって、それを目指していくから、途中でまだ複雑ですからわかりませんと言うならわかるけれども、何もそこが見えてないような気がしてですね。行った先が、結果として市町村民が払う分が経費として増えちゃって、県庁の経費は下がってないということになるならば、県の行財政改革の視点から見たときの効果というのがあるのかなというふうに思いますし、財政計画の中で長期計画というのはつくりにくいでしょうけれども、財政課長、少なくとも市町村に対する権限移譲が県財政にどう影響を与えているかは、来年度予算とかには何か少しは入れ込んであるんですか。

○田嶋財政課長 今のお話は、トータルとし

ては県が行うべき事務を市町村に移管するという事になればプラスマイナスはゼロになるはずですよ。ただ、1カ所でやる、例えば県が統轄してやることを各市町村にやっていたことになればトータルコストは増えます。例えば人的支援しますとか、指導しますとかということになりますと、当然県のコストは移譲した以上にはかかってきます。ですから、これは、権限移譲というのは行財政改革、県がスリム化するというのが結果としてついてくるとは思います、あくまでも基礎的自治体である市町村に住民に身近なところでやっていただくということが目的であり、なるだけコストはかからないようにしますけれども、やはりコストはトータル的には増えていくというふうに考えております。

○前川収委員 となるとですよ、市町村は要らないと言っている、県行政ではトータルコストが上がるということであるならば、何がメリットですかという話に、もちろん住民に身近なサービスがあるというのは当然でしょうけれども、しかし、その代替として、そのために県においては振興局というのがエリアごとにちゃんとあって、そこで代替業務ができていくということになるわけですから、どうしても私は、いつも言うように、振興局の位置づけと市町村に対する権限移譲と、それから財源問題というのが、全部がワンパッケージで語られてないんでわかりづらくて仕方ないんですけども、1回やっぱり将来的な財政計画まで含め、県庁職員は権限移譲したことによって何人削減効果を出すことができますとか、そのことによってこれだけコストが下がりますとか、将来的には、移譲をした後だったらトータルコストも仮に下がるようにならないと、市町村は要らないと言っている、県は結果として財政負担が大きくなると、今の話でいけばですよ。そんなことないのかな、それか、そのまま、はい、はい、地方分

権だという話だけで進んでいっていいのかというのはいっしょに議論して検証しなければいけない部分があるんじゃないですか。市町村がくれと言っているなら別ですよ、早くやってくれと言っているなら別として、もらってくださいと言っているのがなかなか受け取られないという現状ですからね、そこは部長、もう一回しっかりトータルで見つめる必要はないんですかね。

○角田総務部長 前川先生がおっしゃいましたような形で、全体的にはそういうことでもう一回見直すといえますか、新たに整理する必要があるかと思えます。ただ、今、各課長が言いましたように、確かに財政は増えるところもありますし、人的なサービスをまた加えていくということになりますと、その人件費等が加わってきます。ただ、先ほどから申し上げているように、各住民の方のサービスの充実といえますか、その近くでした方がいいとか、そういうのもございますので、その辺をどう見ていくかというのが1つあります。それと、先ほどからおっしゃっておられますように、地域振興局と各基礎的自治体がきちっとやれば、振興局も多分要らなくなると思っておりますので、その人間はまた引き揚げるすることができます。

そういうことで、中間的といえますか、今のような振興局自体にも人間を置いておりますので、それが直接やればその分がまた返ってくるというようなことで、さっきからおっしゃっておられますように、なかなかトータルの見てない部分もございますので、できる限りそういう面、コストで計算できるかどうかわかりませんが、そういうのを含めながら、ある一定方向といえますか、こういう形の方向性というのはまとめていきたいというふうには思っております。

以上です。

○前川収委員 よろしくお願ひします。

○平野みどり委員 47市町村ありますが、熊本市は政令市目前ですので、ちょっとほかの自治体とも違うと思うのですが、既に事務権限がかなり移譲されている部分があつて、そこもほかの市町村と違うところでもありますけれども、ここに関しては、スケジュールはかなり迫ってきているという部分で、具体的に来年度ぐらいにはどういう人の動きとお金の動きがあるのかというのが議員にもわかるような形でお示しいただきたいと思うんですけども、ほかの市町村との比較として違うということでは何か考えておられることがあつたらお聞かせいただけますか。

○本田市町村総室長 来年度いっぱい、今の特例法の期限内に合併をするということで今さきほど御説明いたしましたように、合併協議の方が進められておりますが、あわせて、熊本市と県の方で、まず合併ができたところを想定いたしましたの現時点での中核市としての権限移譲ですね。ですから、今現在、植木町、益城町、城南町で、県が行っている事業を今度中核市になった場合に、そこが中核市のエリアになった場合にどういう業務をまず移譲していくかというような、中核市のエリアが広がるという意味での権限移譲というものがまず第1段としてございます。

それはもう今当然、それを前提として進めておるわけでございますが、今度合併ができた後には、さらにそれにプラスして政令市ということでさらに権限が拡大される、その分についてのいわゆる義務的な移譲が生ずる部分と、それから任意で受けるという部分での事務がございまして。その部分について、どの部分を政令市の方に移譲していくかというようなことの今度は2段階目の検討を進めていく必要がございまして。

ただ、それはあくまでも基本的には合併が

でき上がったということを前提として政令市の2段階目の議論が進みますので、今のところ、それについてこうなった場合にはこうなるだろうというシミュレーション的な作業は進めておりますけれども、具体的にまだ政令市になって、いわゆる今の合併が成就した後具体的にその辺の検討というものは、これは6月のこの委員会でも御説明しましたけれども、合併ができてから政令市になるまでの期間、約1年半から2年ぐらいの期間がかかります。その間において、具体的には熊本市の方と協議を進めていくということになるかと思っております。

○平野みどり委員 どこと合併するかによって、そこの地域振興局の仕事ともかかわってくるということですね。シミュレーションは幾つかやっていくということですね。

○本田市町村総室長 はい。

○平野みどり委員 わかりました。

○児玉文雄委員 政令市の合併問題ですが、2月から3月にかけて32カ所、益城の方で地域座談会をやられたと、そのとき対象者は全く賛成、反対入りまじっての座談会であったのか、その座談会の感触というか、これは本庁からも行っているんですか。その点についてちょっとお話をしてください。

○本田市町村総室長 これは先ほど御説明いたしましたように、益城の区長会の方から県の方に出前講座で政令市について説明をしてくれということで御注文を受けまして、私どもが説明に本庁の方から参ったわけでございます。

今お尋ねのございました賛成派、反対派の方、当然、区長会の区ごとに呼びかけをしておりますので、来られた方々の中には当然、

賛成派の方もそれから反対派の方もおられました。

その中で、反応といたしましては、まず、政令市というものについてはよくわかったと、ただ、それについての前提となる合併については、また、今現在、きのうぐらいから今度は町の方で校区ごとの説明会を始めておられます。私どもはあくまでも政令市になったら政令市の制度はこういうものですよということを御説明いたしましたけれども、今度、今、きのうから町の方で始められておりますのは、今の合併協議会の中で熊本市と協議を進められておられる内容についての御説明でございます。

あくまでも私たちの政令市についてはよくわかったけれども、その中でまず今度は町の方の合併の内容も踏まえて、合併協議の内容も踏まえてその辺は判断をしたいと。当然、政令市になれば都市計画税などがかかってくるのではないかという御懸念とか、そういうようなものについてのお話はございましたけれども、両方とも比較的その辺は客観的に聞いていただいたというふうに思っております。

○児玉文雄委員 今、益城町の状況というのは、合併法定協議会にも今入っているんですが、ちょっと違うんですね。それで合併反対のための住民投票が4月12日に行われると、その結果次第では、かなり法定協議の委員の皆さん方にも大きな影響を与えるんじゃないかと、例えば法定協議会を設置するというのも1票差、議長裁決でやっているわけですよ。それと、この次は10対8ですか、住民投票をやるということに対するあれは1人欠席しているんです。これに書いてないけれども、1人。そうすると9と9でなくて…

○本田市町村総室長 9対8でございます。

○児玉文雄委員 9対8でしょう。だから、欠席した1人は賛成派なんです、合併に。病院に入院しとるために行けなかった。それが帰っていくと9対9になるわけです。そうすると、また議長裁決と。この合併というのは、協議を積み重ねて最終的には廃置分合という形で最後は締めくくるわけだけれども。そして、もう1つちょっとおかしいのは、普通常識的に考えると、熊本市の隣は、益城町では広崎というんだけど、ここが人口が一番多いんです。7,000何百か8,000ぐらい人口がおるんですが、普通、ここらあたりは熊本市と合併の方が賛成という見方なんです、この広崎はね、合併反対の拠点なんです。そうでしょう、どうでしょうか。なかなか私も最近外から見とって、これは合併はでき上がるかなあというような感じがする。それと、町長派は協議事項について住民説明をして住民投票をすると、これはまだ期日は決まっていな

○本田市町村総室長 住民説明会の日程はもう決まっております。

○児玉文雄委員 それはいつ頃ですか。

○本田市町村総室長 昨日が飯野、それから今日が広安町民体育館、その後、津森町総合体育館と3月12日から4月4日までの間に6日間、町の方での説明会が予定されております。

○児玉文雄委員 それは反対派に対抗してある意味ではやっている。まだ法定協議会は終わったわけではないわけですよ。だから途中なんです。まだ結論が出ずにやっているということは、もう賛成、反対派が両方入り乱れてやりよると。この間私も案内がありましたが、出席してもらえんのですかと言うか

ら、私は両方とも出席いたしませんというて断っておいたんだがね。かなりグランメッセで1,500人ぐらい合併賛成派も集まっていると、しかし、益城町というのは二極化しているわけですよ。この町部と、それを取り巻く周辺の集落、これはもう全く環境が違うわけです。

これはそういう中で、もう少ししっかりせんなら合併もおぼつかないのじゃないかなというような気が最近私はいたしますが、県は、昔は県事務所という時代がありましたね。県事務所というのは情報をよう持ったんです。選挙にしろ何にしろ、今は全く県事務所というところは情報は持ちません。だから、もう少し、この今の世の中でやっぱり情報をもっと少し県事務所ないし担当課あたりが情報を持たないと、何というか、地域住民でお互いに攪乱してしまっ、あごの強い方がある程度引っ張るような可能性もなきにしもあらずと。だから何か私は心配いたしておりますが、もう少し県も立ち入ったアドバイスが必要ではないか。何か合併協議は割と熊本市が丸飲みみたいな形で、これもします、あれもしますと、わかりましたと言っていきよらしいけれども、町民の間の賛成、反対はこれはかなりエスカレートすると、すると反対派が早く住民投票を4月12日にやるわけですからね、これは後にはかなり影響があると思うんですが、それ何かコメントがあるなら。

○本田市町村総室長 今、委員の御指摘がございましたように、県といたしましても、これは政令市の実現に向けていくというのが県の一つの大きな方針として出ておりますので、熊本市、それからそれぞれ3町今進められておられますけれども、そういったところでの情報提供の意味からもしっかりと支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○児玉文雄委員 何か県の立場が見えてこないというか、私はそういう感じがしているので、やっぱり県は合併を推進しているんだということが見えるようにしないと、何か、どうぞ、これは合併は皆さんの意思ですからと、そういうぐらいの考えでやりよったら、本当、何のために今までやったかわからぬようになってしまうと私は思うよ。終わりです。

○重村栄委員 非常に私の独断と偏見の感覚でしゃべるんですが、地方分権と道州制と絡んだ話なんですけれども。

1点は、国の省庁の幹部のクラスの方は、国益なり、そういったものを主体に考えて物を進めたという感じが受けてるんですが、どうも最近では省益を主体に考えているような気がして、国から来ている人はごめんなさいね、そういう感じを受けてしょうがないんですよ。

そういった流れで物を見ますと、今進んでいる例えば具体的にいきますと、8ページの組織改革の図がありますが、これはあくまでもお色直しでしかないなという感じがするしね、本当に道州制をやろうとするのであれば、こんな組織は要るのかなと、逆に。そういうふうには受け取るんですよ。何か、組織はしっかり守る、自分たちの仕事は地方にやる、楽になってくる、仕事が減った割には組織としてのスリム化は進まない、国はしっかり自分の省益は守っていきながら、地方にいろんな仕事を押しつけて、地方の方が財政的にも圧迫され、そして仕事量も増える、そんなふうな流れに今仕組みができてきているんじゃないかなと、そんな感じに受けてしょうがないんですよ。ここしばらく見ていると、いろんな国の仕事が、今までは市町村と直接つながっていた仕事を県を通して流すような仕組みをつくってきてみたり、その割には、県あたりに財政的なものは余りおいてこない、あるいは仕事量は増えるけれども、人件費等も

余り見てくれない、そういった仕組みができ上がりつつある。じゃあ極端に言えば、市町村が今まで合併の前は3,000幾つあったのが2,000ぐらいになった、直接仕事した分の3分の2ですよ、相手はね。3,000あったのが2,000になれば、当然相手は3分の2に減っているわけですよ。ということは、国はそれだけ仕事量は減っているはずなんですよ、比例するとは言いませんけれども。今度それを県を通して市町村に流せば、2,000幾つの相手をしなくちゃいけなかったのが47で済むわけですよ、相手としては。その分楽になっているはずなんですよ。そういったものが、じゃあ国の政策の中に地方分権と道州制と絡めた中にそういったものが反映しているようには見えてこないんです。その辺はどういうふうには受け取っていますか。

○内田企画課長 具体的に組織改革の方向性のことから述べていただいたんですが、分権改革推進委員会でこのような方向を出したのは、平成10年に、中央省庁等改革基本法という中で、実は政策の立案機能とその実施に関する機能を分離するという、いわゆる組織の分担をする、これは省益でずっと縦割でいく話を少し変えようというような当初の意図がありました。そういう流れの中で、中央においては、企画部門と実施部門あたりを変え、省庁ごとの今の流れを少し変えようというふうな意図のもとに出されたものではないかというふうには考えております。

基本的には、支分部局もなくして、その権限を都道府県等に移譲するというのが一番いいのかもしれませんが、現状ではなかなかそうはいかないということで、平成10年のその方針に従って、規模を縮小しながらこういうような組織を変え、段階的に出先機関の縮小を目指すというふうな現実的な一つの選択かなというふうには思います。

ただ、今、知事会等はこの地方振興局ない

しは地方工務局が巨大な権限を持つことになりはしないかという非常に懸念を持っておりまして、そのことに関してはかなり強い申し入れを今やっておるということで、今後、工程表に組織改革のことが盛り込まれて実施されていくわけですけれども、それについては、地方としてもかなり注視していく必要があるのかなというふうに思っております。

○重村栄委員 今、課長がおっしゃったように、やっぱりこの地方振興局、地方工務局、これは巨大ですよ、このままでいいければ。先ほどから言われたように、まだ地方にはなかなかまかせられないんですよという言いわけをつくりながら、自分たちの省益をしっかり守っていると、そういうふうにはしか見えませんよ。1回省庁の再編があったけれども、そのときも本当はスリム化しなくちゃいけなかったのにしてないんですよ、現実見ていると。逆に何かどこが減ったのと疑問を持つようなことばかりやってるじゃないですか。それと今度の流れも余り変わらぬなというふうにはしか見えませんよ。そんな中で道州制を進めましょうとか言いながら、じゃあ道州制になれば国の方は直接の相手は9か10か11かそんな感じですよ、だったら今、47相手をしているのがもう4分1ぐらいで済むわけですよ。それはきちんと反映しないとイケないんですよ、自分の組織なり、財政の問題にもすべて。そういったものはこっちに置いて、何か一生懸命形だけを変えよう変えようとしているので、そういうふうな感じしか受け取らないものですから、ぜひ知事会なり、皆さん方も含めて、国にこういったところはきちっと指摘をしていかないと、本当の地方分権も進まないし、本当の意味で道州制も成功しないんじゃないかなという危惧を持っておるものですから、あえてこういう発言をさせていただきました。

○濱田大造委員 政令市についてお尋ねするんですが、熊本の政令市問題が非常に時間がかかっているなという印象を持っています。

先月、委員の皆様と静岡県に視察に行きまして非常に印象に残ったのが、浜松市と静岡市、短期間で2つ政令市になったわけですけれども、両方の職員の方から、県がまず非常に主導してもらったという話を、だからうまくいったという内容の話をお聞きしたんですが、熊本県の場合は、熊本県庁の立ち位置というのはどういうふうを考えていらっしゃるのか、お聞きしたいんですが。

○本田市町村総室長 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、静岡にしましても、合併が、新市が発足してから政令市に移行するまで2年間、それから浜松市におきましては約1年半かかっています。

今現在は、熊本の状況は、この新市発足に向けて特例法の期間が来年度いっぱいでございますけれども、これに向けて今近隣3町と合併協議会を設けて協議を進めておられますけれども、これを支援する立場にあるというふうに思っております。これは知事もマニフェストの方にはっきりと明記しておられますし、実際去年は、3町それぞれで開催されましたセミナーに知事みずから出席をされまして、そして政令市の実現をそれぞれの地域の方々に訴えられたところでございます。

したがって、私どももその政令市の実現に向けまして、先ほど児玉委員の方からも御質問がありましたけれども、そうした形で、熊本市それから3町と合併の実現に向けての情報交換、それから技術的な支援というようなもの、助言というものも含めまして、今そうした立場でバックアップしているということでございます。

○馬場成志委員長 いいですか。

○濱田大造委員 はい。

○馬場成志委員長 ほかにございませんか。

○高木健次委員 今、濱田先生のに関連するんですけれども、僕らも視察をして、時の大臣がものすごく合併、政令市に向けて熱心だったというような状況からして非常に早く進んだというような状況だと思うんですね、この前の視察先は。ただ、熊本の場合は、今言われたように、政令市をどうしても期限内につくるんだという一つの目標と、期限がもう迫っているという状況の中で進んでると思うんですね。

だから、その立場にあって県は推進をしているということで、知事がセミナーを行ったり、県からこういう出前講座があると、非常に県の推進力というのは非常に大きく見えると思うのです。ただやっぱり、住民からすれば、政令市に向けているけれども、1つの合併なんですよ。だから、その辺では、合併して後で禍根が残ったとか、そういうことで非常に住民に対しては県としての責任も出てくるのではないかなと、後に。

出前講座とかセミナーに行かれれば、どうしてもメリットの部分だけを主張されると思うんですね。ただ、権限移譲なんかいったら、普通の住民の人たちはおお、これだけの権限が来るんだったら、それは政令市になった方がいいよとかという、必ずそっちの方に方向性は向いてくると思うんですね。そういう中で、反対派というのがあって、この3町も非常にあっちこちでもめているという状況の中、しかし、やっぱり熊本県においても、今度は20番目は必ず熊本市の政令市の実現だろうというような状況の中ですから、やるならやるで、熊本県も徹底してやっついていかないと余り時間を優柔不断に使ってやっていると、せつかくのこの目標というのが立ち消えしはしないかという心配もあるんで

す。ただ反面、余りメリットの部分ばかり強調すれば、後にそういうことも出てこないかなあと感じがするものですから、その辺はきちんと説明の段階で、デメリットの部分もきちんと説明しとった方がいいという気持ちは持っているんですけれども、その辺の見解はいかがですか。

○本田市町村総室長 今御指摘がございましたように、先ほども申しましたけれども、とにかく来年度いっぱいまでに人口70万人という今特例の新市をつくり上げる必要があると、その条件をクリアして初めて政令市の申請に名乗りを上げることができるということで、まずは70万人の条件というものをクリアするというので今一生懸命、来年度の期限いっぱいに向かって頑張っておられるわけです。

ただし、今、委員がおっしゃられましたように、今回の合併は、特に植木町それから益城町におかれては、それぞれ単独で合併しても70万人をクリアいたします。そうしますと、当然その先には政令市の実現というものが見えてまいります。そうしますと、今もお話が出ましたように、いわゆる都市計画の線引きでございますとか、あるいはそういった形での都市計画税あるいは事業所税というような新たな税負担というものも当然見えてまいります。そうした中で、当然生活のコストアップの部分というものも含めて、今法定協議会の中では、いわゆる検討議題の中で、それをどうするかというようなものも含めて検討を進められておられますので、決して私どもも、住民説明会に行ったときにはメリットばかりを強調するというようなことはないように、この委員会の中でも9月にこういうふうな今問題が議論になっているということを御説明させていただきましたけれども、そうしたものも含めて御説明をさせていただこうというふうに今させていただいているところでござ

います。

○馬場成志委員長 よございますか。

○高木健次委員 はい。

○馬場成志委員長 ほかにございませんか。

過疎の問題については、まだ出てませんが、大体、方向性については、ある程度出てきておるのかなというふうに思います。

質疑がなければ、これで執行部の先ほどの説明に対しての質疑は打ち切りたいと思いますが、よろございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○馬場成志委員長 それでは、5番目の第3次勧告に対する提言案について審議したいと思います。

小委員会の委員の皆様方におかれましては、多忙の中御審議いただきましてありがとうございます。また、小委員長を初め委員の皆様方には御礼を申し上げたいと思います。

それでは、まず、小委員会の松田委員長から、小委員会の審議状況と提言案につきまして報告をいただきたいと思います。

○松田三郎小委員長 それでは、小委員会の審議状況と提言案について報告をさせていただきます。座ったまま説明をさせていただきます。

馬場委員長の命を受けまして、昨年12月18日に小委員会を設置いたしまして、以降3回開催をいたしました。今回の提言案につきましては、これまでの道州制問題等調査特別委員会や小委員会での委員の皆様方の御意見を踏まえ、また、全国都道府県議会議長会や全国知事会などの地方6団体の決議などを参考にして、小委員会のメンバーの先生方の御協力をいただきまして、小委員会として取りま

とめをさせていただきました。

後ほど案の方は説明をさせていただきますが、その説明に入る前に、その前提となります状況というものをちょっと説明をさせていただきますと思います。

申し上げましたように、12月18日に第1回目を開催したわけでございますが、当初は、3月中には——これは内田課長の御説明にもありましたように、3月中には第3次勧告が出されるというような大方の予想でございました。この根拠となっておりますのが、前の熊本県の副知事金澤さんが分権推進委員会の事務局次長をなさっているということで、事務局の方が言うなら間違いないだろうということで、そういうスケジュールにのっとして12月に設置をしたわけでございます。正式委員会の議論と並行しながら、タイムリーに議論をして提言ができるんだらうと、このように思っておりました。

しかし、内田課長の説明もありましたように、それ以降、5月ぐらいにはとか、あるいは委員長の非公式な発言でございましたが、選挙等の日程によって秋までにはというようなことが、だんだんずれ込んでまいりまして、現在は、主に有識者、学識者からのヒアリングを中心に議論とか論点がまだまだ整理をされてないという状況でございますので、この案としましても、あるいは小委員会の議論の中でも、なかなか的が絞りにくいという事情がありましたが、その分他に先んじて盛り込むべきことを提言できたという状況もございました。

以上の申し上げました状況を前提といたしまして、これから提言案につきまして簡単に私から説明をさせていただきますが、申し上げましたような事情でございますので、多少抽象的な部分があるんじゃないかという御批判とか、もっともっと過激な表現にしたらどうかというような意見もございました。

しかし、要はこのポイントは、推進委員会

のこれからの議論の背中をまさに押すような提言、あるいは議論が我々の思いと同じ方向に行くような、そのための提言というようなトーンで書いておりますので、あらかじめそういった御理解をいただきながら、案を眺めていただきたいと思います。

2枚紙を皆さんにお配りしておと思います。簡単に説明をさせていただきます。

まず、提言内容の前に、ちょっと長目の前文に該当するところは、第1段落が、現状などについて記載をいたしまして、その後段が、国に比べて地方は限界まで努力しているんだというようなことを述べております。

第2段落は、本県議会の取り組みを示しまして、その後段の方でございます。ここだけ読ましていただきますが、「本県議会では、地方への税財源移譲等が明らかにされないまま権限だけが移譲されていくことに対し強い危機感を覚え、昨年12月に新たに、地方分権検討に関する小委員会を設置し、このたび、第3次勧告に盛り込むべき事項を提言として取りまとめた。」云々ということであります。ここが先ほど申し上げました一番のポイントでございます。

具体的などころだけちょっと読ませさせていただきます。

## 1 地方財政の確立、

### (1) 地方税財源の充実強化と偏在是正

自主・自立的な行財政運営を可能とする真の地方分権を確立する観点から、地方消費税の充実を図ることなどにより、税財源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について盛り込むこと。

また、自治体間の財政力格差を是正し、都市部と地方部にかかわらず、すべての国民が一定水準の行政サービスを享受できるよう、地方自治体の財政需要を適切に反映した、地方財政制度の充実強化方策について盛

り込むこと。

### (2) 国庫補助負担金改革等

国庫補助負担金については、国による統制・義務付けが残らないよう、単に負担率の引き下げを行うばかりではなく、事務の執行に必要な財源を移譲したうえで、廃止を基本に総件数を半減するなど、抜本的な整理・合理化を進めるための方策を盛り込むこと。

なお、現在議論されている直轄事業負担金については、事業主体である国が負担すべきであり、責任の明確化のためにも早急に廃止するよう盛り込むこと。特に、維持管理にかかる地方負担については即刻廃止すべきことを明記すること。

## 2 第1次、第2次勧告の実現に向けて

### (1) 国の出先機関の事務・権限の移譲範囲の拡大等

第2次勧告で示された国の出先機関から地方への事務・権限の移譲は極めて不十分であるため、事務・権限の更なる移譲について盛り込むこと。

新たに設置するとされている「地方振興局(仮称)」等については、強大な権限を持つ国の出先機関の創設につながることはないよう、その規模や権限の縮小方策を明記するとともに、第2次勧告で見直し対象とした8府省15系統以外の国の出先機関についても見直しの方向性を示すこと。

### (2) 権限移譲に伴う財源・人材の確保方策等

直轄国道や一級河川の権限移譲において、移譲に伴い当然に必要な財源・人材の規模等が未だ明らかにされておらず、個別協議が進展し

ていないことを踏まえ、すべての事務・権限の移譲に関して、単に地方の負担増につながるものがないよう、権限移譲に見合う財源・人材の確保方策等について盛り込むこと。

### 3 国と地方の協議の場の設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、その企画・立案段階から、政府と地方の代表者等による協議を行う「(仮)国・地方政府間協議会(地方行財政会議)」の法律による設置についての方向性を示すこと。

以上が小委員会でもとめました案でございます。

以上で私の説明を終わらせていただきます。

○馬場成志委員長 ただいま報告が終わりました。ただいまの提言案につきまして質疑はございませんでしょうか。

○前川収委員 よくまとめられています。

○馬場成志委員長 よございますか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)

○馬場成志委員長 これは執行部からも何か意見ありますか。

それでは、御異議なしと認めさせていただきますと思います。

ただいまの提言を本委員会の提言とし、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○馬場成志委員長 御異議なしということで、今回の提言を本委員会の提言といたします。

次に、今回提言がまとまりましたので、来週、本特別委員長名で地方分権改革推進委員

会に対して要望をしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○馬場成志委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りします。

本委員会に付託の調査事件につきまして、審査未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○馬場成志委員長 御異議なしと認めます。

それでは、本日の委員会はこれで閉会をさせていただきます。お疲れでございました。

○馬場成志委員長 最後の委員会ということでございますので、一言お礼のごあいさつをさせていただきたいと思えます。

昨年の4月委員長に選出していただきまして、1年間無事に役目を務めさせていただきました。この間、松田副委員長を初め委員各位の皆様方にはお支えいただきまして心から感謝を申し上げさせていただきたいと存じます。

本委員会は、道州制に関する件、地方分権改革推進に関する件、さらには本年度から過疎対策に関する件も加わることになり、また、地方分権改革の中には政令指定都市関係も含まれることとなりました。盛りだくさんの内容でございましたけれども、非常に実のある論議ができたのではないかとこのように思っております。こういった議論をしていく中で、木本局長、角田部長を初め執行部の皆様方には、実にたくさんの情報を提供いただきまして、まことにありがとうございました。

本委員会の活動を振り返ってみますと、6

回の委員会のほか、本年2月には、京都府綾部市でありますとか、静岡県の視察にも行かせていただきました。静岡においては、県庁また静岡市、浜松市というようなタイプの違う政令市、あるいは県の支援体制というものもしっかりと見させていただきましたし、また、7月から飛行機が飛ぶようになりますけれども、静岡の県議会の皆さん方とも、いろんな生の声というものをいただく機会を得たというふうに思っております。今後も今これから政令市の問題につきましては佳境に入っていくわけでありまして、そういった中で、いろいろとアドバイスをいただくような、そんな関係も少しずつ構築していきたいというふうに思っております。

さらにまた、地方から議論を深め、逆提案をしていくということで、現在国の方で議論されております地方分権改革について小委員会を設置し、そこで提言案が検討され、本日、本委員会の提言として取りまとめられました。重ねてではございますけれども、松田小委員長初め小委員会の皆様方には感謝申し上げます。この提言につきましては、先ほど申し上げましたように、早速、地方分権改革推進委員会の方に要望させていただきたいというふうに思います。

本日、いろんなスケジュールの説明もございましたけれども、次年度というものが大変なすべての分野について佳境に入っていくかというふうに思います。地方分権の問題についてもそうでありますし、また、道州制のことも、これはなかなか本題に入っておるといような環境ではありませんけれども、事務的には少しずつ前に進んでおるといようなことでありますし、また、過疎の問題につきましては、まさに次年度が決戦の年というようなことになるかというふうに思います。私ども議会も一生懸命やっておりますけれども、執行部の皆様方にも踏ん張っていただき

ますように改めて申し上げさせていただきたいというふうに存じます。

また、これから国政の動向というものもその中でいろんな環境の変化というものが出てくるかというふうに思いますけれども、しっかりと対応していただきますように、私ども議会も、皆様方と協力し合いながらやっていきたいというふうに思いますので、つけ加えさせていただきたいというふうに存じます。

最後になりましたけれども、今後ともよろしくお願い申し上げます。あいさつにかえさせていただきたいと存じます。

1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○松田三郎副委員長 副委員長といたしまして最後でございます。一言御礼を申し上げます。と思います。

馬場委員長を初め委員の先生方、そして執行部の方々には、1年間大変お世話になりました。委員長のお言葉にありましたように、実は、この21年度、来年度というのが、申し上げました第3次勧告も出ると、あるいは過疎法が年度をもって失効すると、また、政令市に関しても、先ほど説明がありましたように、特例法の期限であるということで、まさに来年度がこの委員会の正念場ではないか、そのための準備としては非常に有意義な中身の濃い議論ができたのではないのかと私も思っております。来年度の特別委員会の名称あるいは審査事件、中身等々、あるいはどの方が残られるのかはわかりませんが、仮に残られる先生方がいらっしゃいましたら、ぜひそのような点を頭にたたき込んでいただいて、来年度の委員会をリードしていただければと、このようにお願いを申し上げます。

重ねて1年間大変お世話になりましたことを申し上げます。あいさつとさせていただきます。

きます。どうもありがとうございました。(拍手)

○馬場成志委員長 大変御苦労さまでございました。

午前11時30分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長